

千葉県薬剤師国民健康保険組合規約

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この組合は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号、以下「法」という。)に基づき、この組合の組合員及び組合員の世帯に属する被保険者の国民健康保険を行うことを目的とする。

(名 称)

第2条 この組合は、千葉県薬剤師国民健康保険組合(以下「組合」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 組合は、主たる事務所を千葉県千葉市中央区新田町4番22号に置く。

(地 区)

第4条 組合は、千葉県の区域内の市町村及び別表に掲げる市区町村の区域をその地区とする。

(公告の公示)

第5条 組合の公告は、組合の掲示場に掲示し、かつホームページに掲示する。

第2章 組 合 員

(組合員の範囲)

第6条 組合員は、第4条の地区内に住所を有する者で次の各号に掲げる者とする。

(1) 第1種組合員

千葉県薬剤師会会員で、薬局開設者若しくは管理者(開設者が本号の組合員にならない場合に限る。)、または千葉県薬業会会員で、医薬品販売業の許可を受けた者(薬局開設者及び医薬品販売業の許可を受けた者が法人にあっては、その代表者)

(2) 第2種組合員

第1種組合員及び後期高齢者組合員の経営または管理する事業所において雇用される者及びこの組合の職員。このうち薬剤師資格を有する者を第2種組合員Aとし、薬剤師資格を有しない者を第2種組合員Bとする。

(3) 第3種組合員

薬剤師資格を有し、現に薬事・薬剤の業務に従事する者(第1種組合員及び第2種組合員を除く。)

(4) 後期高齢者組合員

上記(1)から(3)の各号に該当する者のうち、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第50条に規定する被保険者に該当する者

2 組合員が、薬事・薬剤の業務に従事する者であることの判定基準は、別途「組合員資格管理規程」に定める。

第7条 (削除)

(加入の申込)

第8条 組合に加入しようとする者は、氏名、住所、性別、生年月日、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）、職業、使用される事業所名及び法第6条各号に関する事項（健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第1項第8号又は同条第2項ただし書の規定による承認に関する事項を含む。以下同じ。）並びに世帯に属する者の氏名、住所、性別、生年月日、個人番号、職業、使用される事業所名及び法第6条各号に関する事項を記載した書面をもって、その旨を理事長に申し込まなければならない。

- 2 前項の加入の申し込みをした者は、組合が加入の申し込みを受理した日に組合員となる。
- 3 前項の受理は、第1項の申し込みをした日から30日以内にななければならない。

(変更の届出)

第8条の2 第8条第1項に掲げる事項に変更があったときは、組合員は、変更後の事項を記載した書面をもって、その旨を組合に届け出なければならない。

(後期高齢者医療制度の適用を受けた組合員の届出)

第8条の3 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)第50条に規定する被保険者となった組合員が、引き続き組合員となる場合には、その旨を組合に届け出なければならない。

- 2 前項に規定する組合員及び組合員の世帯に属する被保険者が、高齢者医療確保法第50条第2号に該当しなくなった場合には、その旨を組合に届け出なければならない。

(脱 退)

第9条 組合員は、組合を脱退するには、1ヶ月以上の予告期間を設け、あらかじめ通知しなければならない。

(除 名)

第10条 次の各号の1に該当する組合員は、理事会の議決によって除名することができる。

- 一 正当な理由がないのに、保険料の納付期日後6ヶ月を経過したにもかかわらず、保険料を納付しないとき。
 - 二 法の規定による届け出をせず、若しくは虚偽の届け出をし、又は加入の申し込みにあたって虚偽の事項を記載した申込書を提出したとき。
- 2 理事長は、組合員を除名したときは、遅滞なくその旨を当該組合員に通知しなければならない。
 - 3 前項の通知を受けた組合員は、その通知を受けた日から三週間以内に、理事会に対して異議の申し立てをすることができる。
 - 4 理事会は、前項の異議の申し立てを受けたときは、当該組合員から事情を聴取の上、申し立てを受けた日から三週間以内に決裁しなければならない。

第3章 保 険 給 付

(被保険者の一部負担金)

第11条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。

- | | | |
|---|---|-------|
| 1 | 6歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以後であって70歳に達する日の属する月以前である場合 | 10分の3 |
| 2 | 6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である場合 | 10分の2 |
| 3 | 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。） | 10分の2 |
| 4 | 法第42条第1項第4号の規定が適用される者である場合 | 10分の3 |

(出産育児一時金)

第12条 組合は、被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の組合員に対し、出産育児一時金として48万8千円を支給する。ただし、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要であると認めるときは、別に定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき健康保険法、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152条）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

(葬 祭 費)

第13条 組合は、被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として次の額を支給する。

- | | | |
|-----|------------|------|
| (1) | 組合員 | 10万円 |
| (2) | 組合員以外の被保険者 | 5万円 |

- 2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者医療確保法の規定により、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)

第14条 組合は、給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過し

た日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

- 2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

- 3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等の調整）

第14条の2 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第14条の3 前条に規定する被保険者（第6条に規定する業事の事業（業務）に従事する者に限る。次項において同じ。）が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額よりも少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

- 2 前項の規定によりこの組合が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

第4章 保 健 事 業

（保健事業）

第15条 組合は、法第72条の5に規定する特定健康診査を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であつて、組合員及び組合員の世帯に属する被保険者（以下この章において「被保険者等」という。）の健康保持増進のため次に掲げる事業を行う。

- （1）健康教育
- （2）健康相談
- （3）健康診査
- （4）健康家庭の表彰
- （5）その他被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業

第16条 前条に定めるもののほか、保健事業に関して必要な事項は別に定める。

第5章 保 険 料

(保険料の賦課額)

第17条 組合員は、保険料として、第1号から第5号までのいずれかの額と、第6号から第9号に掲げる額との合算額を、毎月組合に納付しなければならない。

一 第1種組合員については、次の(1)及び(2)に掲げる額の合算額とする。ただし、当該組合員が介護保険法第9条第2号に規定する被保険者(以下この条において「介護納付金賦課被保険者」という。)である場合には(1)、(2)及び(3)に掲げる額の合算額とする。

(1) 国民健康保険事業に要する費用(高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金及び病床転換支援金(以下「後期高齢者支援金等」という。))及び介護保険法の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用並びに後期高齢者組合員に係る保健事業(以下「後期高齢者組合員の保健事業」という。)に要する費用を除く。)に充てるために算定した基礎賦課額(以下「基礎賦課額」という。)

22,000円

(2) 後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるために算定した後期高齢者支援金等賦課額(以下「後期高齢者支援金等賦課額」という。)

6,000円

(3) 介護納付金の納付に要する費用に充てるために算定した介護納付金賦課額(以下「介護納付金賦課額」という。)

5,700円

二 第2種組合員Aについては、次の(1)及び(2)に掲げる額の合算額とする。ただし、当該組合員が介護保険法介護納付金賦課被保険者である場合には(1)、(2)及び(3)に掲げる額の合算額とする。

(1) 基礎賦課額

18,500円

(2) 後期高齢者支援金等賦課額

4,500円

(3) 介護納付金賦課額

5,700円

三 第2種組合員Bについては、次の(1)及び(2)に掲げる額の合算額とする。ただし、当該組合員が介護保険法介護納付金賦課被保険者である場合には(1)、(2)及び(3)に掲げる額の合算額とする。

(1) 基礎賦課額

15,600円

(2) 後期高齢者支援金等賦課額

4,500円

(3) 介護納付金賦課額

5,700円

四 第3種組合員については、次の(1)及び(2)に掲げる額の合算額とする。ただし、当該組合員が介護保険法介護納付金賦課被保険者である場合には(1)、(2)及び(3)に掲げる額の合算額とする。

(1) 基礎賦課額

20,300円

(2) 後期高齢者支援金等賦課額

5,600円

(3) 介護納付金賦課額

5,700円

五 後期高齢者組合員については、後期高齢者の保健事業に要する費用に充てるために算定した後期高齢者賦課額として1,000円とする。

六 組合員の世帯に属する被保険者のうち、第18条に定める賦課期日現在、第1種組合員及び後期高齢者組合員の経営する事業所において現に薬事・薬剤の業務に従事し、かつ厚生年金被保険者（ただし、満65歳以上の者を除く）である者については、1人につき、次の（1）及び（2）に掲げる額の合算額とする。ただし、当該組合員が介護保険法介護納付金賦課被保険者である場合には、1人につき、（1）、（2）及び（3）に掲げる額の合算額とする。

（1）基礎賦課額	15,600円
（2）後期高齢者支援金等賦課額	4,500円
（3）介護納付金賦課額	5,700円

七 組合員の世帯に属する被保険者のうち、第6号に該当しない者については、1人につき、次の（1）及び（2）に掲げる額の合算額とする。ただし、当該組合員が介護保険法介護納付金賦課被保険者である場合には、1人につき、（1）、（2）及び（3）に掲げる額の合算額とする。

（1）基礎賦課額	7,800円
（2）後期高齢者支援金等賦課額	3,200円
（3）介護納付金賦課額	4,700円

八 第6号及び第7号の規定にかかわらず、第18条に定める賦課期日現在、満6歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある被保険者については、1人につき、次の（1）及び（2）に掲げる額の合算額とする。

（1）基礎賦課額	5,100円
（2）後期高齢者支援金等賦課額	2,200円

九 第8号の規定にかかわらず、第18条に定める賦課期日現在、6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある被保険者については、1人につき、次の（1）及び（2）に掲げる額の合算額とする。

（1）基礎賦課額	2,500円
（2）後期高齢者支援金等賦課額	2,200円

（未就学児に係る子育て世帯の保険料軽減に伴う財源充当）

第17条の2 毎年11月30日時点において加入している未就学児がいる世帯に対し、未就学児1人につき12,000円として交付される未就学児世帯支援補助費は、第17条第9号（1）に定める基礎賦課額に充てることとする。

（産前産後期間相当分の保険料免除）

第17条の3 組合員の世帯に出産する予定の被保険者又は出産した被保険者がある場合、出産の予定日（出産日）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多児妊娠の場合には、三月前）から出産予定月の翌々月までの期間に係る保険料を免除する。

（賦課期日）

第18条 保険料の賦課期日は、4月1日とする。

(納 期)

第19条 保険料は、毎月末日までにこれを納付しなければならない。

(保険料の変更)

第20条 保険料賦課期日後に、納付義務が発生した者がある場合、又は組合員の世帯に属する被保険者数が増加した場合若しくは組合員の世帯に属する被保険者が介護保険法第9条第2号に規定する被保険者(以下この条において「介護納付金賦課被保険者」という。)となった場合には、当該組合員に対して課する保険料の額は、その納付義務が発生し、又は被保険者が増加し、若しくは組合員若しくは組合員の世帯に属する月から、月割をもって算定した第17条の額とする。

- 2 保険料賦課期日後に納付義務が消滅した場合又は組合員の世帯に属する被保険者が減少した場合若しくは組合員の世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者でなくなった場合には、当該納付義務者に対して課する保険料の額は、その納付義務者が消滅し、又は被保険者数の減少があった日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅し、又は減少のあった日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)若しくは組合員若しくは組合員の世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者でなくなった日の属する前月まで、月割をもって算定した第17条の額とする。

(納額告知)

第21条 保険料の額が決定したときは、理事長は、すみやかにこれを組合員に通知しなければならない。

(督促手数料)

第22条 保険料の督促手数料は、督促状の郵送に要した通常郵便物の料金とする。

(延滞金)

第23条 納期限までに保険料を納入しない組合員があるときは、当該保険料の額に、その納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、当該金額が二千円以上であるときは、当該金額(当該金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)につき、年14.6%(当該納付期限の翌日から三月を経過する日までの期間については、年7.3%)の割合を乗じて計算した延滞金(当該延滞金に百円未満の端数があるとき、又はその金額が千円未満であるときは、その端数全額又はその全額を切り捨てる。)を加算して徴収する。ただし、次に掲げる場合には、延滞金を徴収しない。

- 一 督促状の期日までに、保険料を納付したとき。
- 二 次条の規定により、保険料の納付期限が延長されたとき。
- 三 その他特別な事由があると理事長が認めたとき。

(保険料の納付期限の延長)

第24条 理事長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することにより、その納付すべ

き保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によってその納付することができないと認められる金額を限度として、3ヶ月（ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した組合員に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長一年）以内の期限を限って徴収猶予することができる。

- 一 納付義務者がその資産について、震災、風水害、落雷、火災若しくはこれに類する災害を受け、又はその資産を盗まれたとき。
- 二 納付義務者がその事業又は業務を中止したとき。
- 三 納付義務者がその事業又は業務について、甚大な損害を受けたとき。
- 四 前各号に掲げる理由に類する理由があったとき。

（保険料の減免）

第25条 理事長は、次に該当する者のうち、必要が認められる者に対し保険料を減免する。

- 一 災害等により生活が著しく困難となった者、又はこれに準ずると認められる者。

第6章 組 合 会

（組合会議員の定数）

第26条 組合会議員の定数は30名とする。

（組合会議員の選挙並びに選挙区）

第27条 組合会議員の選挙区及び選挙区から選挙すべき議員の数は次の通りとする。

県北地区	3名	松戸地区	2名	湾岸地区	2名	船橋地区	3名
県央地区	1名	千葉地区	7名	印旛地区	5名	県東地区	2名
山武地区	1名	長生地区	1名	夷隅地区	1名	県南地区	1名
市原地区	1名						

- 2 組合会議員の選挙について必要な事項は、組合会の議決によりこれを定める。

（任 期）

第28条 組合会議員の任期は、選挙の日から起算して3年とする。但し、補欠議員の任期はその前任者の残任期間とし、議員の定数に異動を生じたため、新たに選挙された議員の任期は、現任者の残任期間とする。

（組合会の議決事項）

第29条 組合会は法第27条に定めるものの外、次の事項を議決する。

- 一 特別積立金繰替使用
- 二 法令遵守（コンプライアンス）体制の整備に関する基本方針の策定及び変更

（組合会の種類）

第30条 組合会は、通常組合会及び臨時組合会とする。

（組合会の招集日）

第31条 通常組合会は、毎年3月中において理事会の議決により招集しなければならない。

第32条 臨時組合会は、必要に応じ、理事会の議決により、いつでも招集することができる。

(組合会の招集手続き)

第33条 組合会の招集は、会日の1週間前までに会議の目的たる事項及び内容、日時、場所等を明示した書面を組合会議員の住所あてに送付して行うものとする。

(緊急議決)

第34条 組合会においては、出席した議員の3分の2以上の同意を得たときに限り、あらかじめ通知のあった事項以外についても議決することができる。但し、法第27条第一項に掲げる事項については、この限りでない。

(組合会議長、副議長)

第35条 組合会議長及び副議長は、組合会議員の選挙後最初に開かれる組合会において互選する。

2 議長及び副議長の任期は、組合会議員の任期による。

(組合会の議事録)

第36条 組合会の議事については、議事録を作成し議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した組合会議員2名が署名しなければならない。

第7章 役員及び職員

(役員の数)

第37条 理事の定数は、6名とする。

2 監事の定数は2名とする。

(理事、監事の選出方法)

第37条の二 理事及び監事の選出について、必要な事項は組合会の議決によりこれを定める。

(理事長)

第38条 理事のうち、1名を理事長とし、理事がこれを互選する。

2 理事長は組合の業務を総理する。

第39条 (削除)

(常務理事)

第40条 理事のうち、1名を常務理事とし、理事が互選する。

2 常務理事は、常時組合を掌理し、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 次に掲げる事項は、常務理事において専決して行う。

- 一 組合員及び被保険者の資格に関する事項。
- 二 保険給付に関する事項。但し、保険給付をしないことの決定を除く。
- 三 収入及び支出の決定に関する事項。

四 その他定例に属する事項、又は軽易な事項。

(法令遵守(コンプライアンス)担当理事)

第40条の2 理事のうち1名を法令遵守(コンプライアンス)担当理事とし、理事がこれを互選する。

2 法令遵守(コンプライアンス)担当理事は、理事長を補佐し、法令遵守(コンプライアンス)に関する組合の業務を行う。

(役員任期)

第41条 理事及び監事の任期は3年とする。但し、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、辞任した場合及び任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、なお従前の職務を行うものとする。

(役員選挙)

第42条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、3月以内に補充しなければならない。

(理事の職務)

第43条 理事は法令、規約及び組合会の議決を尊重し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 理事は、理事会の承認を受けた場合に限り、組合と契約することができる。

3 理事は、組合会の議決により禁止されないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(監事の兼職の禁止)

第44条 監事は、組合の理事又は職員と兼ねてはならない。

(監事の職務)

第45条 監事は、いつでも会計に関する帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は理事に対し、会計に関する報告を求めることができる。

2 監事は、その職務を行うため特に必要があるときは、この業務及び財産の状況を監査することができる。

(報酬及び費用弁償)

第46条 役員には、報酬を支給し、費用を弁償することができる。

2 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、別にこれを定める。

(役員解任)

第47条 組合員は総組合員の5分の1以上の連署をもって、解任の理由を記載した書面を理事長に提出して、役員解任を請求することができる。

2 前項の規定による解任の請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。但し、法令又はこの規約に違反したことを理由として、解任を請求するときは、この限

りでない。

- 3 第1項の規定による解任の請求があったときは、理事長はその請求を組合会の議に付し、かつ組合会の会日から1週間前までに、その請求に係る役員に第1項の書面を送付し、かつ組合会において弁明する機会を与えなければならない。
- 4 第1項の規定による解任の請求について組合会において組合会議員の半数以上が出席し、その過半数の同意があったときは、その請求に係る役員はその職を失う。

(職員)

第48条 この組合に、次に掲げる職員を置く。

一 事務長 1人

二 前号以外の職員 2人以内

- 2 事務長は、理事会の同意を得て、理事長が任免する。
- 3 事務長は、職員を統括し、理事会の議決に従いこの組合の事務を誠実に行わなければならない。
- 4 職員は理事長が任免する。
- 5 職員は事務長の事務を補佐する。
- 6 職員の給与は理事会において定める。

第8章 理 事 会

(理事会の招集)

第49条 理事会は必要に応じ、理事長が招集し、理事長がその議長となる。

- 2 理事会の招集は、会日の1週間前までに、会議の目的たる事項及び内容、日時、場所等を明示した書面を各理事に送付して行うものとする。但し、急施を要する場合は、この限りでない。

(理事会の決定事項)

第50条 理事会においては、次に掲げる事項について決定する。

- 一 組合会の招集及び組合会に提出する議案
- 二 組合業務運営の具体的方針の決定
- 三 業務執行に関する事項で理事会において必要と認めた事項
- 四 その他この規約に定める事項

(理事会の議事)

第51条 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知を受けた会議の目的たる事項について、書面により理事会の議事に加わることができる。
- 3 前項の規定により、賛否の意見を明らかにした書面により議事に加わる理事は、出席したものと見なす。

(理事会の議事録)

第52条 理事会の議事については、議事録を作成し、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した理事2名が署名しなければならない。

第9章 業務の執行及び会計

(規約その他の書類の備付及び閲覧)

第53条 理事は、規約及び組合会の議事録を事務所に備えて置かねばならない。

- 2 組合員はいつでも、理事に対し、前項の書類の閲覧を求めることができる。この場合には、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(経費の支弁)

第54条 組合の経費は、次の各号に掲げるものをもって、支弁するものとする。

- 一 保険料並びに使用料及び手数料
- 二 負担金及び補助金
- 三 寄付金その他の収入

(特別会計)

第55条 この組合は、組合会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

- 2 組合は、職員退職給与金の支払準備金を積み立てることができる。
- 3 組合は、財政基盤の確立をはかることを目的として、別途積立金を積み立てることができる。

(財産の管理)

第56条 この組合の財産の管理は、次の各号に掲げるところによる。

- 一 有価証券は、確実なる金融機関に保護預けとし、又理事会の議決を経て定めた方法によること。
- 二 積立金は、金融機関に預け入れ、又理事会の議決を経て定めた方法によること。
- 三 現金は、金融機関に預け入れること。
- 四 前各号以外の財産の管理は、組合会の議決を経て定めた方法によること。

(決算関係書類の提出、不備及び閲覧)

第57条 理事長は、組合会の会日の1週間前までに事業報告書、財産目録及び収支決算書を監事に提出し、且つ、これらの書類を主たる事務所に備えておかなければならない。

- 2 組合員は、いつでも理事に対し、第1項の書類の閲覧を求めることができる。この場合には、理事長は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(会計帳簿の閲覧)

第58条 組合員は、総組合員の3分の1以上の同意を得て、いつでも理事に対し、会計に関する帳簿及び書類の閲覧を求めることができる。この場合には、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

第10章 支 部

(支 部)

第59条 組合に支部を置くことができる。

2 支部に関して必要な事項は、理事会において別にこれを定める。

第11章 雑 則

(規約及び規程)

第60条 この規約に定めるもののほか、この規約の施行に関して必要な事項(職員に関する規程等)は、理事会の議決により、規則又は規程をもって別にこれを定める。

第12章 罰 則

第61条 組合は、組合員が、法第22条の規定において準用する法第9条第1項若しくは、第5項の規定に届出をせず、又は虚偽の届け出をした場合においては、その者に対し10万円以下の過怠金を課する。

第62条 組合は、組合員又は組合員であった者が、正当な理由なしに法第113条の規定により、文書その他の物件の提出若しくは、提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは10万円以下の過怠金を課する。

第63条 組合は、偽りその他の不正な行為により保険料、一部負担金及びこの規約に規定する過怠金の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過怠金を課する。

第64条 前3条の過怠金は、情状により、理事長が定める。

第65条 前60条から第62条までの過怠金を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発行の日から起算して10日以上を経過した日とする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、昭和55年4月1日から施行する。

(規約の廃止)

2 千葉県薬剤師国民健康保険組規約(昭和34年4月1日)

(延滞金の割合の特例)

3 第23条に規定する延滞金の年7.3%の割合は、当分の間、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3%の割合に満たないときは、その年中においては、当該特例基準割合(当該特例基準割合に0.1%未満の端数があるときは、これを切捨てる。)とする。

1 組規約第23条及び附則3項の規定については平成22年1月1日から施行する。

- 2 この規約による改正後の国民健康保険組合同規約第23条及び附則第3項の規定は、この規約の施行の日以後に納期限の到来する本組合の保険料にかかる延滞金について適用し、同日前に納期限又は納付期限の到来する保険料にかかる延滞金については、なお従前の例による。

(規約の改正)

昭和55年8月15日	知事認可	(昭和55年8月1日施行)	千葉県指令第901号
昭和56年3月24日	知事認可	(昭和56年4月1日施行)	千葉県指令第2223号
昭和57年3月24日	知事認可	(昭和57年4月1日施行)	千葉県指令第2247号
昭和58年3月24日	知事認可	(昭和58年4月1日施行)	千葉県指令第2113号
昭和59年3月30日	知事認可	(昭和59年4月1日施行)	千葉県指令第2113号
昭和61年3月25日	知事認可	(昭和61年4月1日施行)	千葉県指令第1578号の3
昭和63年3月23日	知事認可	(昭和63年4月1日施行)	千葉県国保指令第3号の4
平成元年3月28日	知事認可	(平成元年4月1日施行)	千葉県国保指令第2号の6
平成4年3月31日	知事認可	(平成4年4月1日施行)	千葉県国保指令第2号の7
平成6年9月30日	知事認可	(平成6年10月1日施行)	千葉県国保指令第8号
平成8年3月29日	知事認可	(平成8年4月1日施行)	千葉県国保指令第22号
平成8年8月21日	知事認可	(平成8年7月1日施行)	千葉県国保指令第5号
平成9年3月31日	知事認可	(平成9年4月1日施行)	千葉県国保指令第20号
平成10年3月30日	知事認可	(平成10年4月1日施行)	千葉県国保指令第17号
平成11年3月30日	知事認可	(平成11年4月1日施行)	千葉県国保指令第16号
平成12年3月15日	知事認可	(平成12年4月1日施行)	千葉県国保指令第9号
平成12年3月30日	知事認可	(平成12年4月1日施行)	千葉県国保指令第15号
平成14年9月26日	知事認可	(平成14年10月1日施行)	千葉県保指指令第27号
平成15年9月30日	知事認可	(平成15年10月1日施行)	千葉県保指指令第30号
平成17年1月31日	知事認可	(平成17年4月1日施行)	千葉県保指指令第39号
平成18年2月1日	知事認可	(平成18年4月1日施行)	千葉県保指指令第43号
平成18年9月29日	知事認可	(平成18年2月1日施行)	千葉県保指指令第28号
平成18年9月29日	知事認可	(平成18年10月1日施行)	千葉県保指指令第29号
平成20年3月14日	知事認可	(平成20年4月1日施行)	千葉県保指指令第6230号
平成20年4月11日	知事認可	(平成20年4月1日施行)	千葉県保指指令第1059号
平成20年7月18日	知事認可	(平成20年7月18日施行)	千葉県保指指令第1062号
平成20年12月24日	知事認可	(平成21年1月1日施行)	千葉県保指指令第2346号
平成21年9月3日	知事認可	(平成21年10月1日施行)	千葉県保指指令第1237号
平成23年3月23日	知事認可	(平成23年4月1日施行)	千葉県保指指令第2819号
平成23年7月25日	知事認可	(平成23年8月1日施行)	千葉県保指指令第1201号
平成24年3月30日	知事認可	(平成24年4月1日施行)	千葉県保指指令第2745号
平成24年9月26日	知事認可	(平成24年10月1日施行)	千葉県保指指令第1263号
平成25年7月17日	知事認可	(平成25年7月17日施行)	千葉県保指指令第824号
平成26年3月20日	知事認可	(平成26年4月1日施行)	千葉県保指指令第2560号
平成26年12月15日	知事認可	(平成27年1月1日施行)	千葉県保指指令第1696号
平成28年3月29日	知事認可	(平成28年4月1日施行)	千葉県保指指令第1755号
平成28年5月12日	知事認可	(平成28年5月12日施行)	千葉県保指指令第227号
平成29年3月27日	知事認可	(平成29年4月1日施行)	千葉県保指指令第2094号
平成29年9月22日	知事認可	(平成29年9月22日施行)	千葉県保指指令第1129号
平成30年3月26日	知事認可	(平成30年4月1日施行)	千葉県保指指令第2239号
平成30年10月4日	知事認可	(平成30年10月4日施行)	千葉県保指指令第1222号
平成31年3月22日	知事認可	(平成31年4月1日施行)	千葉県保指指令第2321号
令和元年5月16日	知事認可	(令和元年5月16日施行)	千葉県保指指令第283号
令和元年11月12日	知事認可	(令和元年11月12日施行)	千葉県保指指令第1266号
令和2年3月24日	知事認可	(令和2年4月1日施行)	千葉県保指指令第2042号
令和2年6月3日	知事認可	(令和2年3月14日施行)	千葉県保指指令第431号
令和3年11月5日	知事認可	(令和3年11月5日施行)	千葉県保指指令第1221号

(規約の改正)

令和3年12月24日	知事認可	(令和4年1月1日施行)	千葉県保指指令第1505号
令和4年3月31日	知事認可	(令和4年4月1日施行)	千葉県保指指令第2133号
令和4年9月26日	知事認可	(令和4年9月26日施行)	千葉県保指指令第1052号
令和5年3月24日	知事認可	(令和5年3月24日施行)	千葉県保指指令第2078号
令和5年3月29日	知事認可	(令和5年4月1日施行)	千葉県保指指令第2124号
令和5年12月27日	知事認可	(令和6年1月1日施行)	千葉県保指指令第1538号
令和6年3月13日	知事認可	(令和6年4月1日施行)	千葉県保指指令第1958号
令和7年1月17日	知事認可	(令和6年12月2日施行)	千葉県保指指令第1846号

別 表

茨城県	取手市、北相馬郡利根町、稲敷郡河内町、守谷市、つくばみらい市、龍ヶ崎市、神栖市、かすみがうら市
埼玉県	さいたま市浦和区、さいたま市緑区、さいたま市見沼区、三郷市、川口市、新座市、春日部市、草加市、戸田市、和光市、ふじみ野市、八潮市
東京都	江東区、葛飾区、足立区、江戸川区、北区、豊島区、目黒区、港区、品川区、大田区、中野区、渋谷区、世田谷区、文京区、墨田区、杉並区、荒川区、中央区、練馬区、新宿区、台東区、板橋区、清瀬市、東村山市、東久留米市
神奈川県	横浜市旭区、川崎市中原区、川崎市多摩区、小田原市

附 則(令和6年12月16日)

(施行期日)

1 この規約は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

- この規約による改正後の第24条の規定は、令和6年度分の保険料のうち令和6年12月以後の期間に係るもの及び令和7年度以降の保険料について適用し、令和6年度分のうち令和6年11月以前の期間に係るもの及び令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。
- この規約の施行の前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(令和6年政令第260号)第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの規約の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。